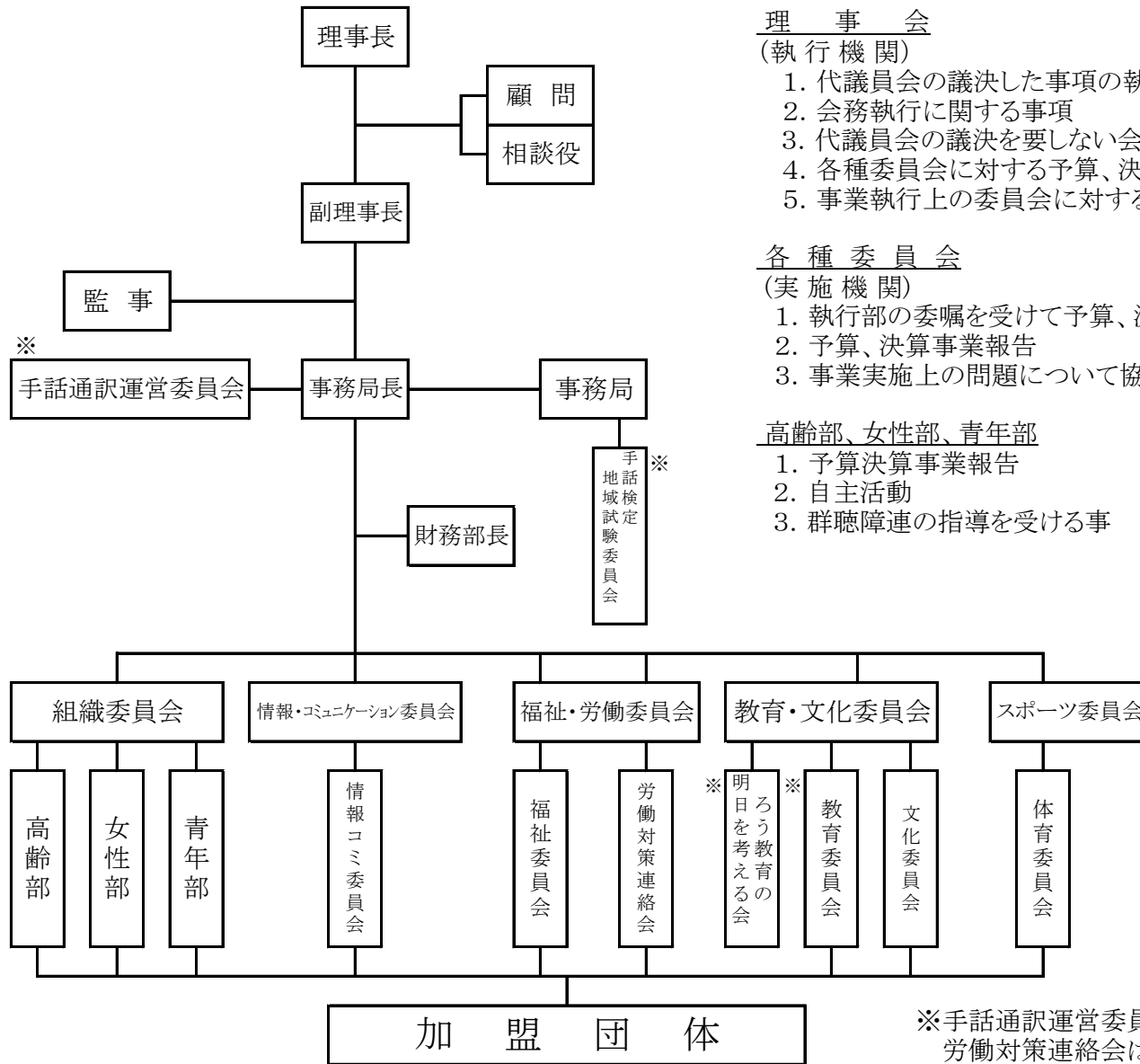


執行部組織図



理事会 (執行機関)

1. 代議員会の議決した事項の執行に関する事項
2. 会務執行に関する事項
3. 代議員会の議決を要しない会務の執行
4. 各種委員会に対する予算、決算の議決及び承認
5. 事業執行上の委員会に対する指導、議決権を有する

各種委員会 (実施機関)

1. 執行部の委嘱を受けて予算、決算事業の実施
2. 予算、決算事業報告
3. 事業実施上の問題について協議、執行部へ意見具申する。採決権は有しない。

高齢部、女性部、青年部

1. 予算決算事業報告
2. 自主活動
3. 群聴障連の指導を受ける事

※手話通訳運営委員会、手話検定地域委員会、労働対策連絡会は、関係団体で構成する。